

監理委託契約約款

令和3年4月1日一部改正

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の業務に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の基本計画書及び仕様書（以下「基本計画図書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

(工事監理)

第2条 受注者は、この業務を契約書記載の業務場所において履行するものとする。

(業務計画書の提出)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に基本計画図書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(管理技術者の選任)

第4条 受注者は、基本計画図書に定めるところにより、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、この契約締結後14日以内に、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

第5条 削除

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した部分を第三者に委任してはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任しようとするときは、この限りでない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(基本計画図書の不適合の改良義務)

第8条 受注者は、工事の施工が当該工事の設計図書と不適合である場合には、直ちに発注者に報告し、その指示を受けるものとする。

(関係書類の提出義務)

第9条 受注者は、発注者が関係書類の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

(業務の変更等)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又はこの業務を一時中止することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、業務委託料若しくは履行期間を変更し、又は費用を負担する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。

(適正な履行期間の確保)

第10条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条から第11条の5までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第11条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この契約を解除することができない。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 管理技術者を配置しなかったとき。
- 四 契約の履行につき不正行為があったとき。
- 五 発注者又はその補助者が行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- 一 第6条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- 三 受注者が業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をし

た目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 第 12 条又は第 12 条の 2 の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第 11 条の 4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するとき（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）は、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。

一 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

二 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

三 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

四 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

五 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七 受注者が、第一号から第五号のいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

八 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

九 前 3 号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第一号から第五号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 11 条の 5 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。

一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独

占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条及び第18条の2において同じ。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第18条の2第2項第二号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号及び第18条の2第2項第二号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

五 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その構成員のいずれかの者が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第11条の6 第11条の2各号、第11条の3各号又は第11条の4各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第11条の2から第11条の4までの規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第12条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第12条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第10条の規定により、この業務の内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。

二 第10条の規定により、この業務の中止の期間が当初の履行期間の2分の1以上に達したとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 12 条の 3 第 12 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(履行期間の延長)

第 13 条 受注者は、天災地変その他受注者の責めに帰すことのできない事由により、履行期間内にこの業務を完了することができないことが明らかとなったときは発注者に対して遅滞なくその理由を付して、履行期間の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

3 前項の場合において、履行期間を延長し、又は業務委託料を変更若しくは費用を負担する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。

(検査、引渡し等)

第 14 条 受注者は、この業務が完了したときは、遅滞なく発注者に完了届とともに関係書類を提出しなければならない。

2 発注者は、受注者から完了届を受領したときは、その日から 10 日以内に検査を行わなければならない。

3 発注者は、検査の結果合格と認めたときは、速やかに検査合格の通知を受注者にするものとする。

(部分払)

第 15 条 受注者は、この業務の完了前に出来形部分に対する業務委託料相当額の 10 分の 9 を超えない範囲内の額について部分払を請求することができる。ただし、契約期間が 2 か年度以上にわたる場合であって、「特に定めた契約条件」を定めたときは、当該契約条件による。

2 前項により部分払を請求できる回数は、会計年度ごとに 1 回を限度とする。

3 部分払は発注者が作成した出来形調書により算定するものとする。

4 受注者は、第 1 項の請求をしようとするときは、発注者に対して部分払検査願を提出しなければならない。

(業務委託料の支払い)

第 16 条 受注者は、第 14 条の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から 30 日以内に、業務委託料を支払わなければならない。

3 前項の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(履行遅滞の損害金)

第 17 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、未履行部分に相応する業務委託料(1,000 円未満の端数金額及び 1,000 円未満の金額は切り捨てる。)につき、遅延日数に応じ、年 14.5 パーセントの割合で計算した額の損害金を受注

者に請求することができる。

2 前項の損害金に 100 円未満の端数があるとき、又は損害金が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第 18 条 受注者の責めに帰すべき事由により工事の執行に支障を生じたときは、受注者は発注者の算定する額の損害賠償の責めを負うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第 11 条の 2 から第 11 条の 4 までの規定によりこの契約が解除されたとき。

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

5 この契約の一部が解除されたときは、発注者は検査に合格した出来形部分に対する業務委託料相当額を受注者に支払わなければならない。

6 この契約の全部が解除された場合において部分払金を受けているときは、受注者は部分払金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、その受けた部分払金（1,000 円未満の端数金額及び 1,000 円未満の金額は切り捨てる。）に年 2.5 パーセントの割合の利息を付して、発注者の指定する期日までに発注者に返還しなければならない。ただし、その解除が、第 11 条、第 12 条又は第 12 条の 2 の規定によるものであるときは、利息を付すことは要しない。

7 前項の利息に 100 円未満の端数があるとき、又は利息が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその利息は徴収しない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第 18 条の 2 受注者は、第 11 条の 5 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに関わらず、賠償金として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。

2 受注者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定に関わらず、業務委託料の 10 分の 3 に相当する額を支払わなければならない。

一 第 11 条の 5 第 1 項第一号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第 7 条の 3 の規定の適用があるとき。

二 第 11 条の 5 第 1 項第二号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第四号に規定する

刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 受注者が発注者に愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定に関わらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各号の場合において、受注者が共同企業体であるときは、各構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第18条の3 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第12条又は第12条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(書面主義)

第18条の4 この約款に定める催告又は解除は、書面により行わなければならない。

(秘密の保持)

第19条 受注者は、この業務を行う上で知り得た事項を他に漏らしてはならない。特に漏洩により発注者の不利益となる事項については、その機密保持に万全を期さなければならない。

(妨害等に対する報告義務等)

第20条 受注者は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の県への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、愛知県の調達契約からの排除措置を講じることがある。

(契約外の事項)

第21条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。